

随意契約見積心得

大阪湾広域臨海環境整備センター

(目的)

第1条 この心得は、大阪湾広域臨海環境整備センター（以下「センター」という。）が行う随意契約（取引の実例価格を考慮して価額が適正と認められる1件の代金が10万円以下のものの購入、修理等に係るもの及び公募型プロポーザル方式によるものを除く。）の場合における見積書の徴取その他の取り扱いについて、見積りをしようとする者（以下「見積者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

(法令等の遵守)

第2条 見積者は、関係法令及びこの心得を遵守しなければならない。

(公正な見積りの確保)

第3条 見積者は、次に掲げる行為を行ってはならず、独自に見積り価格を決定しなければならない。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）及び刑法（明治40年法律第45号）等に抵触する行為を行うこと。
- (2) 他の見積者と見積価格又は見積意思について相談を行うこと。
- (3) 第11条の規定による契約の相手方の決定の前に、他の見積者に対して見積価格を意図的に開示すること。

(仕様書等の熟知)

第4条 見積者は、センターの見積依頼書その他見積依頼及び仕様書等（仕様書、設計書、図面、契約書案、その他の交付書類をいう。）に記載された契約締結に必要な条件を熟知の上、見積りしなければならない。この場合において、仕様書等について疑義があるときは、センターに対し説明を求めることができる。

(見積り等)

第5条 見積者は、見積書（センターが様式第1を指定した場合にあっては当該様式）を作成し、記名押印の上、指定した要件に基づき提出しなければならない。

- 2 見積者は、代理人をして見積書を提出させるときは、所定の委任状（様式2）を持参させ、センターの指示に従って、複数の見積参加者による見積書の比較検討（以下「見積合せ」という。）前に提出しなければならない。この場合において、見積書には委任者と代理人を併記し、代理人の押印をもって見積合せするものとする。
- 3 見積書に記載する金額は、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額（いわゆる税抜き価格）とする。
- 4 見積書は、センターが特に郵送を認めた場合に限り、郵送での提出を認める。
- 5 見積書が、見積依頼書その他の見積依頼において指定した日時までに到達しないときは、当該見積は無効とする。
- 6 見積書を提出した後は、当該提出した見積書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- 7 前各項の規定は、センターが別に指示する場合は、適用しない。

(見積りの辞退)

第6条 見積りを依頼された者（以下「見積参加者」という。）は、第11条の規定による契約の相手方決定に至るまでは、いつでも見積りを辞退することができる。

2 見積参加者は、見積りを辞退するときは、見積り辞退届（任意様式）をセンターへ提出するものとする。

3 指定した期日を過ぎても見積書を提出しない場合は、当該見積者が見積りを辞退したものとみなす。

4 見積りを辞退した者は、これを理由として以後の入札及び見積り参加について不利益な扱いを受けない。

(見積りの取り止め等)

第7条 見積参加者が第2条又は第3条の規定に抵触する疑いがあるときなど、センターが必要と認めるときは、見積合せの執行を延期し、又は取り止めることがある。

2 前項の場合において、センターが調査を行うときは、見積参加者は当該調査に協力しなければならない。

3 見積書の提出に当たって、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、見積合せの執行を延期し、又は取り止めることがある。

(見積書の取扱い)

第8条 提出された見積書は、見積合せ後も返却しない。見積参加者が連合若しくは不穏な行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、見積書を必要に応じて公正取引委員会に提出する場合がある。

(再度見積り)

第9条 見積合せ及びその者でないと履行できないという特定の相手を見積りを依頼する場合（以下「特命見積り」という。）において、予定価格の制限の範囲内を見積りがないときは、必要に応じ再度の見積りを依頼する。

2 前項の場合において、再度見積り依頼を受けた者が辞退した場合にあっても、これを理由として以後の入札及び見積合せについて不利益な扱いを受けない。

(見積りの無効)

第10条 次の各号のいずれかに該当する見積りは、無効とする。

- (1) 見積参加者以外の者がした見積り
- (2) 指定した日時、場所に提出されなかった見積り
- (3) 記名押印を欠く見積り
- (4) 金額を訂正した見積り、又は金額の記載の不鮮明な見積り
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積り
- (6) 談合その他不正行為により行ったと認められる見積り
- (7) 同一の見積合せについて、2以上を見積りをした者の見積り
- (8) センターから示した条件以外の条件を付した見積り
- (9) 前各号に掲げるもののほか、この心得に違反した見積り

(契約の相手方の決定)

第11条 見積りを行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって見積もりをした者を、契約の相手方とする。ただし、契約内容に適合した履行を確保するため、センターが特に必要があると認めるときは、予定価格の制限の範囲内で最も適正と認めた者を、

契約の相手方とすることがある。

(同価格の見積りをした者が2者以上ある場合の契約の相手方の決定)

第12条 契約の相手方とすべき同価格の見積りをした者が2者以上あるときは、センターが指定する日時及び場所において、当該見積りをした者にくじを引かせて契約の相手方を決定する。ただし、センターが別に指示する場合は、この限りでない。

2 前項の場合において、当該見積りをした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって当該見積合せ事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(契約相手方決定の通知)

第13条 第11条の規定により契約の相手方となった者は、速やかに契約の手続きを開始しなければならない。

2 センターは、当該見積合せに参加した者のうち契約の相手方とならなかった者に対して、契約相手方名称及び契約予定金額を電話等で通知する。

(契約書等の提出)

第14条 第11条の規定により契約の相手方とされた者は、センターが契約書作成の必要がないと認めたとときを除き、交付された契約書の案に記名押印し、契約の相手方と決定した日から7日以内に、これをセンターに提出しなければならない。

2 前項に規定する期間内に記名押印した契約書を提出しないときは、契約の相手方としての資格を失う。

(異議の申立)

第15条 見積者は、見積書提出後、この心得、仕様書等についての不明等を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第16条 その他見積合せ及び特命見積りに際しては、すべてセンターの指示に従うこと。

附 則

この心得は、平成28年9月1日から施行する。

見 積 書

金 額	千	百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
工事 (業務) 名	・											
工事 (業務) 場所	・											
<p>上記のとおり、契約書、設計書、仕様書、図面及び実地を熟覧し、見積の諸条件を承諾のうえ、見積いたしました。</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">見 積 者 住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p>												
契約担当者	大阪湾広域臨海環境整備センター 上記代理人 理事長 様 印											

(注) 見積書に記載された金額は、契約希望金額の100/108に相当する金額である。
 金額を訂正しないこと。
 金額記載の文字は、アラビア字体とすること。
 金額の頭に¥記号をつけること。

委 任 状

私儀、
印 　　　　　を以て代理人と定め、

下記に対する入札及び見積に関する一切の権限を委任します。

記

名 称

平成 年 月 日

契 約 担 当 者

大阪湾広域臨海環境整備センター
理事長 様

委 任 者

(住所)

(氏名)

印